

健発 0209 第 9 号  
保発 0209 第 8 号  
平成 30 年 2 月 9 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)  
厚生労働省保険局長  
(公印省略)

### 情報通信技術を活用した特定保健指導の初回面接の実施について

情報通信技術を活用した特定保健指導の初回面接については、平成 25 年 8 月から実施されており、実施している保険者からは、遠方の利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の実施が図られるなどの評価が得られています。

保険者がより導入しやすくなるよう、平成 29 年 4 月から、初回面接実施計画書の提出を不要としていましたが、平成 30 年 4 月から、実施結果の報告（初回面接実績報告書の提出）も不要とします。これは、保険者から国への特定保健指導の結果の報告（電磁的記録により報告）に、情報通信技術を活用した初回面接の実施に関する項目（「初回面接の支援形態」の「遠隔面接」の項目）が位置付けられたことを踏まえ、保険者の事務手続きを簡素化するものです。

また、情報通信技術を活用した初回面接等の実施の留意事項として、手引きを示していますが、利用者の利便性の向上等を図るため、当該手引きについても別途改正します。

管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のないよう、お願いいたします。

本通知は平成 30 年 4 月 1 日から適用します。これに伴い、平成 25 年 8 月 1 日付け健発 0801 第 1 号・保発 0801 第 8 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施について」は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。